

障害児通所支援事業所の管理者様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

令和6年度「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の
提出について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、御多用のところ恐れ入りますが、下記のとおり御提出くださいますよ
うお願いいたします。

記

1 提出が必要な事業所

- (1) 児童発達支援（センター及びセンター以外）、放課後等デイサービス
⇒全事業所
- (2) 保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援
⇒体制等状況（加算・減算の有無）に4月から変更がある事業所のみ

2 提出書類

下記ホームページに掲載してあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s230/index.html>

3 提出方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて入力してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71179

なお、添付書類は次の方法により提出してください。

- (1) 埼玉県電子申請・届出サービス内で電子ファイルを添付する書類
 - ①障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - ③別添資料（加算の算定状況に応じて）
 - ④従業者の資格証
- (2) 郵送する書類
 - ⑤従業者の実務経験証明書

別紙を記入後、封筒に添付するか、レターパック等の場合は同封してください。
なお、「整理番号」は電子申請を入力すると付番されます。

4 提出期限

令和6年4月15日（月）

※但し実務経験証明書については、15日以降の提出でも可能です。（4月算定分に限る）
準備が出来次第、速やかに提出をお願い致します。

5 留意事項

（1）体制等に関する届出内容の変更について

6月以降、加算を新たに算定（変更を含む）する場合は、前月15日（必着）までに必要書類を提出してください。提出した月の翌月サービス提供分から算定されます。

（2）請求前のホームページの確認について

毎月30日頃に、県ホームページを更新（体制届出書を反映したもの）しています。については、必ず内容を御確認いただきますとともに、届出内容と異なる場合は、「体制届の確認結果について（参考様式）」（ホームページ掲載）により、担当あてにファクシミリで報告してください。

【体制状況の掲載箇所】

指定施設・事業所一覧

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>

担 当 地域生活支援担当

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 1 7

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 8 3

〒330-9301

埼玉県福祉部障害者支援課地域生活支援担当 宛

R6体制届（児通所）在中

整理番号	事業所番号	事業所名